

高額療養費

70歳以上の方へ



診断書等の諸証明申込みは
⑧番文書受付窓口で手続きください



島根大学医学部附属病院
地域医療連携センター



高額療養費

1ヶ月（1日～末日）の窓口負担が自己負担限度額までとなります。

【自己負担限度額】 70歳以上の方

※65歳以上の方でも障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している人も対象

	適用区分	外来（個人ごと）	外来・入院（世帯ごと）	入院時 食事療養費
現役並み	年金換算約1,160万円～Ⅲ課税所得 690万円以上の方	270,300円＋（医療費－901,000円） ×1%〈多数回140,100円（※2）〉 年単位の上限額1,680,000円		550円
	年金換算約770万円～約1,160万円 Ⅱ課税所得 380万円以上の方	179,100円 ＋（医療費－597,000円）×1% 〈多数回93,000円（※2）〉 年単位の上限額1,110,000円		
	年金換算約370万円～約770万円 Ⅰ課税所得 145万円以上の方	85,800円 ＋（医療費－286,000円）×1% 〈多数回44,400円（※2）〉 年単位の上限額530,000円		
一般	年金換算～約370万円 課税所得 145万円未満の方 （※1）	22,000円 （年間上限 216,000円）	61,500円 〈多数回44,400円（※2）〉 年単位の上限額 530,000円	550円
住民税非課税	Ⅱ住民税非課税世帯 （※3）	11,000円 （年間上限 96,000円）	25,700円 〈多数回24,600円（※2）〉 年単位の上限額 290,000円	270円 （90日を超えると 220円）
	Ⅰ住民税非課税世帯 （年金収入80万円以下など）（※3）	8,000円	15,700円 年単位の上限額 180,000円	130円

（※1）収入の合計額が520万円未満の場合も含む。
（※2）過去12ヶ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目からは「多数回」該当となり、上限額がさがります。

（※3）住民税非課税世帯の方については、従来通り、限度額適用・標準負担減額認定証を発行します。

【対象者】

医療保険に加入し、自己負担限度額以上に医療費を支払った方

- ・医療機関ごと、月ごと、入院・外来別、医科・歯科別の扱いになります。
- ・入院食事療養費、病衣代、室料、文書料などの自費分は含まれません。

同一医療機関等における自己負担では上限額を超えないときでも、同じ月の複数の医療機関等における自己負担額を合算することができます。合算額が負担の上限を超えれば、高額療養費の支給対象となります。

年収370～1,160万円（課税所得145～689万円）の方は
ご注意ください

平成30年8月以降、ひと月にひとつの医療機関
での支払が高額になる可能性がある方は
必ず、市町村窓口で「限度額適用認定証」の
交付申請してください



70～74歳 2割
75歳以上 1割
課税所得が28万円以上かつ年金収入＋その他の合計所得金額が200万円以上（複数世帯）の者については2割

マイナ保険証によりオンラインでの資格同意可能です。

当院でのご相談やお問い合わせは、
地域医療連携センターでお受けしております。

島根大学医学部附属病院
地域医療連携センター
電話：0853-20-2193